

存在することと表出されること

——ヒュームの社会哲学と観念説の限界——

伊勢俊彦

1. はじめに

ヒューム『人間本性論』の体系構想が当初から社会哲学的主題を含んでいたことは、「序論」において明らかに述べられているとおりである。そればかりでなく、同書の第1巻第1節で展開される観念にかんする所説は、物質的自然界にかんするわれわれの思考や推論ばかりでなく、社会的世界にかんするわれわれの思考や推論にも当てはまるものとして意図されている。たとえば、人間どうしの支配と服従の関係は、因果関係の一種であると言われる(T 1.1.4.5)⁽¹⁾。

ヒュームの議論に繰り返し登場するモチーフの一つが、ロックに対する批判である。第1巻第1部においては、抽象観念にかんする議論が最も注目に値するであろう(T 1.1.7)。道徳的・社会的主題を扱う第3巻におけるヒュームの主張は、ロックの主張といくつもの点で対立する。ロックが道徳を理性的論証の対象とするのに対し、ヒュームによれば、道徳的区別は理性によらず、道徳感情による。政治的支配の根拠を人民の同意に見出すロックの説を、人々の常識的信念に反する思弁としてヒュームは退ける。なかでもここで注目したいのは、ロックの労働所有論に対するヒュームの批判(T 3.2.3.6n)である。

ロックは、人は物に労働を加えることによってそれを自らの所有となすと主張する(Locke, 1988, Second Treatise, Chap. V, Sect. 27)。しかし、ヒュームによれば、労働は、物に付け加えられるべき実在的な何かではなく、物のあり方を変化させることによって人と物とのあいだに関係を作り出すことである。所有は、物に労働という共通要素が宿ることによって成立するのではなく、人と物とのあいだの因果関係であり(T 3.2.3.7)、この因果関係を成立させる要因は労働に限らない(T 3.2.3.5)。それはまた、因果関係である以上、関係項の対象自体としてのあり方に依存せず、関係項自体に変化がなくても変化し得るのである(T 1.3.1.1)。

この議論と、抽象観念にかんする議論とのあいだにはある類似性が認められる。ロックは、ある類の対象を一般的に表示する語の使用が可能となる基礎を、それらの対象のあいだにある相違を捨象して共通の要素を抽出する精神の能力に求める(Locke, 1975, Book III, Chap. III, Sect. 6)。これに対してヒュームの考えるところでは、対象がたがいに類似する側

面（たとえばある一般的な性質）とたがいに相違する側面（その性質の特定の度合い）とは、分離して存在することができない以上、分離して考えることもできない(T 1.1.7.3)。われわれは、異なった対象のうちに共通の要素が実在することを認めることなしに、それらのあいだの類似性を端的に認めることができ、それゆえに、個別的な対象をもって、類似した一連の対象を代表させることができるのである(T 1.1.7.7)。ロックが、所有についても一般的な代表作用についても、実在的な共通要素による基礎づけ的な説明を行なうのに対し、ヒュームは、異なった個別的対象以外の存在者を要請することなく、個別的な対象どうしを捉える精神の能力に訴えて、これらを理解しようとする。

われわれの師である木曾好能は、1980年代半ばに相次いで発表した論考で、抽象観念にかんするヒュームの説、およびヒュームの道徳哲学・社会哲学についての考察を展開している(木曾, 1984, 1985)。木曾は、抽象観念にかんするヒュームの説が前提とするヒュームの（バークリと共通する）普遍論を「普遍的なものはいかなる意味においても実在的でない」とする「個物主義」と特徴づけ、「哲学的に無理な説」として退ける(木曾, 1984, p. 385)。その理由の一つは、ヒュームの想定する経験的認識に与えられる最小単位、すなわち単純印象および単純観念が、同時に異なる複雑印象あるいは複雑観念の構成要素となりうる以上、これらは普遍者にほかならず、その存在を認めることは個物主義に反するというところにある(Ibid., p. 409)。

一方、ヒュームの道徳哲学・社会哲学にかんする木曾の論考は、教科書として編まれた書物の1章であり、全体としては概括的な叙述にとどまっている。ただしそのなかで、約束の行為が「私は…することを約束する」と発話することに存するというヒュームの洞察がオースティンらの言語行為論の先駆をなすという指摘を木曾が行なっていることは注目に値する(木曾, 1985, p. 118)。言語表現の使用が約束を構成するというヒュームの議論は、約束の言語表現が、約束に先立って存在する実在的な対象を何ら表示していないという洞察から引き出される(T 3.2.5.2-7)。これは、20世紀後半の言語哲学に慣れ親しんだものにとってはとくに驚くべきことには見えないかもしれない。しかし、約束が何も表示しないということは、ヒュームにとっては、約束による責務についてわれわれはいかなる観念を持つか説明する上で困難を来たす事態なのである(T 3.2.5.12)。同様の困難が所有の観念にも伴うことをヒュームは認める(T 3.2.6.3)。

木曾は、ヒュームの社会哲学的議論の懐胎する観念説にとっての困難に言及していない。対照的に、ヒューム自身は、木曾が指摘する自らの普遍論がはらむ困難に気づいていない。私の見るところでは、約束にかんするヒュームの洞察を生かすしかたでヒュームの社会哲学の内容を保持しようとするなら、捨てられなければならないのは、ヒュームの観念説の

基礎づけ主義的側面であり、なかんずく、すべての観念が単純観念へと分解され得、すべての単純観念が単純印象に対応するという想定である。そして、この想定を捨てた上であれば、普遍論においては個物主義を保持しながら木曾の指摘する困難を回避することができると思われる。結果として立ち現われるのは、われわれの思考や言語がそれに先だって実在するものを表示するというよりは、むしろ、われわれの思考や言語の活動が、それに相関的に実在的な世界を構成するという描像であろう。

2. 『人間本性論』第1巻第1節における社会哲学的主題

『人間本性論』第1巻第1節において、社会哲学的な主題が、いかなる想定の下で、どのように叙述されているかを確認しておこう。すでに述べたように、ヒュームは、人間どうしの支配と服従の関係を、因果関係の一種とみなす。ヒュームは、観念連合の原理の一つである原因と結果の関係、なかでも、原因が結果を現実には生み出していないが、それを生み出す力をもつ場合について、つぎのように述べる。

一方の対象が他方に運動や作用を生み出す場合だけでなく、単にそれを生み出す力を有する場合にも、二対象が原因結果の関係で結合されている、と言ってよい。そして、これが、人々がそれによって社会においてたがいに影響し合い、支配と服従の絆で結ばれるところの、すべての利害と義務の関係の源である、と言ってよい。「主人」とは、それが強制から生じるのであれ同意から生じるのであれ、その地位のゆえに、「僕」と呼ばれる他者の行為を、特定の点で指図する力をもつ者である。また、「裁判官」とは、あらゆる係争中の事件において、何らかの物件の占有または所有を社会のどの成員に許すかを、自分の意見によって決定することができる者である。人が何らかの力をもつとき、それを作用させるのに必要なのは、意志の行使のみであり、これは、どの場合にも、あり得ることと見なされ、多くの場合、ありそうなことと見なされる。被支配者の服従が支配者の快と利となる権威関係の場合、特にそうである。(T 1.1.4.5)
(2)

注目すべきことに、ここで言及される力が現実に作用するのは、主人が僕に何ごとかを命じる、また、裁判官が判決を下すといった行為、すなわち言語行為をつうじてである。ここでの叙述では、ヒュームは、僕が主人の命令に従い、訴訟当事者が裁判官の判決に従うことを当然の前提としているが、そのことは、ヒュームが命令等の発語内行為と、それらをつうじてある因果的効果を生じさせる発語媒介行為の区別(Austin, 1962, Lectures

VIII-X)を見落としていることを意味しない。それは、あとで見るように、ヒュームによる約束の分析から明らかである。

抽象観念について論じる際、ヒュームは、われわれが個別的な観念しかもち得ないにもかかわらず、いかにして一般的なかたで考え語ることができるのか、一般的言明の反例となる事例の観念を必要に応じて呼び出すことのできる精神の習慣に訴えて説明を試みる。このような精神の習慣に類比的なものとしてヒュームが述べるのが、つぎの事例である。

推論における自分の精神の状態を調べてみれば、誰でも、われわれが、使用するすべての名辞に判明で完全な観念を結びつけているわけではないこと、たとえば、「政府」、「教会」、「交渉」、「征服」などについて語るとき、われわれが、めったに、これらの複雑観念を構成するすべての単純観念を心の中で繰り広げはしないことに、同意するであろうと私は信じる。しかし、この不完全さにもかかわらず、われわれは、これらの主題について無意味なことを喋るのを避けることができ、観念の間に不一致があれば、あたかも主題を完全に把握しているかのようにその不一致に気づくことができる、ということが観察できる。たとえば、われわれが、「戦争において弱者は常に交渉に頼る」といわずに、「弱者は常に征服に訴える」と述べたとすれば、われわれが獲得した、諸観念に特定の関係を帰する習慣が、やはり各語に随伴していて、この命題の不合理なことを直ちにわれわれに気づかせるのである。(T 1.1.7.14)

ここからも、ヒュームが、複雑観念の事例として、感覚可能な性質を持った物体的事物ばかりでなく、社会的な制度や人間どうしの関係を念頭に置いていることがわかる。

3. ヒュームの普遍論に対する評価

ヒュームの普遍論に対する木曾の評価は、確定的な特徴と非確定的な特徴との区別を前提とする。確定的とは、たとえば、色が色調、明度、飽和度等の各側面において確定しており、音が高さ、大きさ、太さ、温色等の各側面において確定しているというように、特定の個物の特定の時点でのあり方として、一つに定まっていることである。これに対して、個体が何らかの類に属する基準として、それらが同じ特徴をもつと言われる場合、それは、すべての個体が同じ確定的な特徴をもつということではなく、ある連続体の一定の範囲にはいる何らかの確定的特徴をそれぞれがもつということである。こうして、ある類の個体に共有される特徴は、非確定的特徴である(木曾, 1984, pp. 387f.)。

ヒュームは、何ら確定的な特徴をもたない対象のあいだに、端的な類似性が見出し得る

と指摘することによって、非確定的普遍の存在を否定することができる(Ibid., p. 411.)。しかし、確定的普遍については、単純印象および単純観念にかんするヒュームの想定がその実在性を含意している上に、同じ確定的特徴が異なる個物において見出されるという経験的事実、また、異なる個物が同じ度合いの質や量をもち得るというわれわれの思考の概念的枠組み自体が、その実在性を示しており、ヒュームの個物主義は維持し得ないと木曾は言う(Ibid., pp. 416f.)。

単純印象および単純観念にかんするヒュームの想定について言えば、木曾がここで指摘する困難に加えて、他の文脈でも、ヒュームがいささか不自然な議論をせざるを得ない要因となっており、むしろそれを取り除いたかたちでの再構成が、ヒュームの哲学的洞察を救うために有効であると思われる。確定的普遍の実在性が、われわれの日常的経験や思考にそれほど深く組み込まれているかどうかについては、ここでこれ以上検討することはできない。いずれにせよ、現在の議論の文脈では、非確定的普遍の実在性は、整合的なしきたりで否定することができるということを確認しておけば十分であろう。

4. 希薄化する所有の観念

すでに述べたように、ヒュームは所有を因果関係の一種と見なす。

われわれがある物を保有していると言われるのは、その物に直接触れているときだけでなく、われわれのその物に対する位置が、われわれの力でそれを使用することを許すとき、つまり、われわれが、そのときどきに満足のいくように、あるいは利点があるように、その物を動かしたり、変化させたり、破壊したりできるときに含まれる。すると、この関係は原因と結果の一種である。また、所有は、正義の規則、つまり人々の合意から引き出される、固定した保有にほかならないから、〔保有と〕同じ種類の関係であると考えられる。(T 3.2.3.7)⁽³⁾

所有が因果関係であるということは、すでに、それが論証的な確実性を持った知識の対象でないことを含意する。そればかりでなく、ヒュームは、所有の成立や不成立を、経験的知識のうちでも、蓋然性の度合いが変化し、具体的な疑いが生じ得る部類のものと考えている(Ibid.)。とは言うものの、ヒュームは、所有を決定する諸規則を論じる段階(T 3.2.3)では、所有の承認の根拠となる感覚可能な関係を列挙しようと試みている。しかし、ヒュームの叙述がさらに先に進むにつれて、所有は、何ら感覚可能な関係の裏打ちをもたないものであるかのように語られはじめる。

ある対象を所有するということが、道徳や、精神の心情との関わりなしに、実在的なものと考えられるときは、所有とはまったく可感的でない、思念不可能とさえ言える（感覚によっても思考によってもとらえることのできない）性質である。そしてわれわれは、所有が固定していることについても、所有が移動することについても、判明な想念（明確な考え）を形成することができない。所有の固定については、われわれの観念の不完全さはそれほど目立っては感じられない。所有の固定はわれわれの注意を引きつける度合いが低く、精神はこれを慎重に検討せずに、容易に見過ごすからである。しかし、ある人物から他の人物への所有の移動は、より注意を引く出来事であるから、この場合にはわれわれの観念の欠陥がいつそう目につくようになり、われわれは、欠陥を埋め合わせる策を求めてあらゆる方向を見回さねばならなくなる。(T 3.2.4.2)

所有の観念をめぐって、ヒュームはさらに、つぎのようないささかわかりにくい叙述を行なう。

所有の本質を形成するのは、外的で物的な関係ではない。そのような関係は、心を持たない対象の間や、獣類に対してでも同じである場合があるが、その場合には所有を形成しないからである。それゆえ、所有は、何らかの内的な関係、つまり、対象の外的な関係が精神と行為に及ぼす何らかの影響に存する。(T 3.2.6.3)

「内的な関係」という表現が用いられるのは、『人間本性論』でここだけである。ヒュームはこの表現によって、所有という存在者の、感覚可能な外的関係とは異なった特殊な性格を言い表わそうとしていると推測できる(伊勢, 2012, pp. 273ff.). そこで想定されている所有の存在性格はいかなるものであるのか、それを明らかにするには、まず、約束による責務にかんするヒュームの議論を押さえておく必要がある。

5. 「捏造」される意志

ヒュームの約束論の核心は、つぎの叙述に見て取れる。

人が「あることを約束する」と言うとき、この人は、実際にはそのことを実行する決意を表出する。そして、それとともに、この言語表現を用いることによって、それを

実行しない場合にはけっしてふたたび信頼されることがないという罰に自ら服する。

(T 3.2.5.10)

木曾は、ヒュームの議論を、単に一定の表現形式を使用することから直ちに約束の履行の責務が生じるということが、この表現形式の使用が人為的な規約にもとづくことを示すというしかたで要約し、言語行為論の先駆をなすものとして評価する(木曾, 1985, p. 118)。その一方、ヒューム自身は、言語表現の使用がそれ自体で約束の履行の責務を成立させると単純に断言していない。ヒュームの考えでは、約束という実践は、あくまで、約束の責務を生み出す精神の作用が存在し、約束の言語表現はそれを表出するという想定に立って行なわれる。約束が表出する精神の作用は、約束した行為を実行しようとする決意と考えるものが最も自然である。しかし、単に決意するだけでは責務は成立せず、決意が責務を生み出すとは言えない(T 3.2.5.3)。そこで、約束が成り立つためには、ある精神の作用が虚構され、捏造される必要がある。

通常は、決意を表出することによって責務を負うとは想定されない。他方、一定の言語表現を使用することがどうして実質的な差異を引き起こし得るのか、われわれには容易に思念できない。それゆえ、われわれはここで、新しい精神の作用を捏造し、それを、責務を意志することと呼ぶ。(T 3.2.5.12)

ヒュームは、約束の課す責務は、「精神や身体的作用から生ずる実在的で自然なもの」ではないと言う(T 3.2.5.13)。また、意志が責務を生み出すと信じることは、カトリックの秘蹟において、物や人の性質が実在的に、消すことのできないしかたで変化すると信じることに等しいと言う(T 3.2.5.14)。しかし、ヒュームは、カトリック信者の信じる変化が実際には生じないのと同様に、約束によって生じる責務が実際には存在しないと言いたいのではあるまい。ヒュームは、所有の存在性格を言い表わそうとして「内的な関係」という謎めいた表現を用いざるを得なかった。約束の表現する意志作用は「捏造」であるという叙述が示すのも、ヒュームの感じている同様の困難であろう。しかし、この困難を解く鍵は、所有の場合と違って、ヒューム自身の議論のなかで与えられている。

6. 表出されることによって存在する意図

ヒュームは、約束の言語表現と、それによって表出されると想定される精神の作用について、つぎのように述べる。

意志がそれだけで責務の原因となるとはけっして想定されず、意志が誰かに束縛を課するためには、言葉や標によって表出されなければならないのは、明らかである。この表現（言葉や標）は、意志に従属するものとしていったん導入されると、すぐに約束の主要な部分となる。ある人が、〔言葉で約束を与えながら、〕密かに異なった方向の意図を抱き、決意も、責務を負う意志も取り消したとしても、自分の誓約に縛られる程度が軽くなりはしない。しかし、表現は、大半の場合に約束を構成するすべてであるが、常にそうであるわけではない。ある表現の意味を知らない人が、拘束を負う意志なしにその表現を用いても、そのことによって拘束されないのは確実である。いや、たとえ意味を知っていても、冗談でその表現を用いているだけで、拘束を負うことを本気で意図していないのを、別の標によって明らかにしている場合、その人は、何らの行為を実行する責務も負わないであろう。言葉が意志の完全な表現であり、反対の標を伴っていないことが必要なのである。いやいや、このことも一定の範囲で言えるだけであり、われわれが知性をすばやく働かせて、確実な標により、ある人がわれわれをだまそうと意図していると推察するときには、その人が言語表現を用い、つまり言葉で約束を行ない、われわれがそれを受け入れる場合、この人が拘束を負わないなどと想像してはならない。上記の結論は、相手の意図を示す標が、だまそうとする意図の標とは異なる種類である場合だけに当てはまるのである。(T 3.2.5.13)

約束は、標準的な場合、一定の行為を実行する決意、それを責務として引き受ける意志、および、その実行を約束することを明示する言語表現を伴うと想定される。しかし、実行するつもりがないことについても約束が成立する場合がある。その場合、実行の決意と責務への意志が欠けているとヒュームは言う。では、言語表現の使用のみで約束の成立にとって十分なのであろうか。必ずしもそうでないことにヒュームは気づいている。言葉が意志の完全な表現であり、反対の標を伴っていないことが必要であるとヒュームは言う。「反対の標」とは、約束の言葉を口にする人が、その意味を知らないとか、単に冗談で言っていることを示すものであり、そのような場合には、約束は成立しない。しかし、ある意味で「反対の標」が見て取れるにもかかわらず、約束が成立する場合もある。それは、約束を行なう人に約束を実行するつもりがなく、偽りの約束を行なっていることが推測される場合である。

ヒュームはこうした事情の一貫した説明は困難であると見ているようであり、これを「矛盾」と呼ぶ。実行の決意を伴わない不誠実な約束を約束として成立させるのは、約束の言

葉を（単に発音するという意味で）口にするのみであろうか。であるとすれば、その場合に約束が成立し、約束の言葉を、意味を知らず、あるいは戯れに口にする場合に成立しないのは、確かに矛盾であろう。しかし、ヒュームがこうして約束の成立する場合、成立しない場合をことこまかに区別する叙述のなかで、偽りの約束を約束たらしめる条件は、ほぼ示されていると言ってよい。この条件は、偽りの約束が真実の約束と共通に備え、無知や戯れによる約束表現の発語には欠けているものである。すなわち、約束の言葉を単に発音するだけでなく、その発語によって約束を行なうことになるということを承知しながら、約束を行なう意図を持って発語することである。

ヒュームが「責務を負う意志」と呼ぶもののうちに、われわれは、2種類の異なった意志ないし意図を見出すことができる。その一つは、カトリックの秘蹟を行なう者をもつと想定される、実在的な変化を生じさせようとする意図に類比的な意図である。聖職者がその意図を密かに取り消すならば、秘蹟は成立しないという(T 3.2.5.14)。「責務を負う意志」が、このように、それを内心に抱くかどうかによって責務の成立が左右されるような精神の作用であるとすれば、それは確かに捏造であり、その存在を信じることは不合理であろう。一方、約束をなす者は、誠実であれ不誠実であれ、約束の言語表現を用いて約束を成立させる際に、自らが責務を負うことを承知しながら行なっている。ヒュームの言う「責務を負う意志」には、約束によって責務が生じると知りながら約束を行なう際に、その約束において示されるこのような意図が含まれているのではないであろうか。この意図は、約束を実際に行なわない場合には無効となり、約束において表出されることによってはじめて完全となる種類の意志である(伊勢, 2012, p. 269)。この種の意図は、約束という発語内行為に内在的に組み込まれていると言えよう。このように、言語表現に依存して存立するという特殊な性格をもつ意図の存在にヒュームは半ば気づきながら、それを、観念説を基本とする精神の理論と整合的にとらえ切れておらず、それが、「責務を負う意志」にかんする議論を錯綜したものにしていないのか。

7. 所有とはいかなる実在か

ヒュームが所有を「内的な関係」と言うとき、意味しているのは、保有という外的な関係に基づいて、精神の中で作られる関係ということであろう(伊勢, 2012, p. 274)。しかし、そうした精神の中の存在が所有者のものに対する支配力を生むと単に言われるなら、そのような存在は、秘蹟を行なう聖職者の意図同様、不合理な捏造であろう。ヒュームは、所有と精神作用との関係を、約束の責務とそれに伴う決意や意志との関係を論ずるようなしかなかったで、子細に検討してはいない。しかし、所有の観念についてのヒュームの懸念が、「責

務を負う意志」についての逡巡と関連しているというわれわれの推測が正しいとすれば、前節で述べたのと同様の、発語内行為に内在的に組み込まれた意図の存在を、所有に即しても認めることができる。

所有を決定する諸規則について論じながら、ヒュームはこう述べる。

発見の場合にも、保有の場合にも、最初の発見者や保有者は、〔発見や保有という〕関係に、自分自身が所有者になる意図を伴わせなければならず、さもなければ、関係は〔所有という〕結果を生まないであろう。所有とこの関係とはわれわれの空想（想像力）のうちでそれほど強く結合してはおらず、〔所有を生むには〕そうした〔発見者の〕意図で支える必要があるからである。(T 3.2.3.7n.2)

所有しようとする意図が人と対象の結びつきを強め、所有の成立を手助けする。そのためには、所有しようとする意図は単に人の内心に抱かれるだけでなく、他者によって承認されるのでなければならないであろう。この意図は所有の宣言のかたちで公に表出され、承認が求められる場合もあろう。そのように明示的なかたちでなく、所有が承認されていることを前提とした行動をとり、それが妨げられないことをもって所有が承認されたと見なす場合もあろう。いずれにしても、所有の意図が人の行ないをつうじて示され、承認されたものと見なされることが、所有の成立条件をなす。そしてこの意図は、それが何らかの形で示され受け入れられるということと独立に、その存在を考慮することができない。このように、所有は単にそれに先だって存在する保有のような外的関係のみによって成り立つのではなく、表出する行ないに内在的に組み込まれた意図の存在を必要とし、したがって意図を表出する発語内行為に依存する。所有のこうした存在性格に、ヒュームは半ば気づきながら、それを明示的に述べることができず、それゆえに、「内的な関係」というような不明確な叙述を行なうことになったと考えられる。

8. 因果と言語行為

所有や、約束による責務といった、物の占有を固定し、人の行ないを拘束する社会的関係は、人間の合意に基づいて成立する。こうしたヒュームの洞察は、所有を、人が物に手を加えるという自然な物質的關係に基礎づけるロックの議論とはっきりした対照をなす。一方で、これらの社会的関係についての観念がいかにして成り立つかと考えるとき、感覚と反省から得られる単純印象、その写しである単純観念からの複合というヒュームの道具立ては、ほとんど機能しがたいことがわかる。

しかし、観念説を前提とするヒュームの精神諸能力の理論において、最も基本的な原理である観念連合、そのなかでもヒュームの主要な議論の主題をなす原因と結果の関係の、明白でわかりやすい例として、ヒュームは人間どうしの支配と服従の関係をあげているではなかったか。しかも、ヒュームのあげている例は、主人が僕への命令をつうじて僕の行ないを左右し、裁判官がその決定をつうじて、社会の成員の所有を左右するという、一見して、言語行為の発語内的力と、発語媒介的な効果を含んだものである。さらに、前者の例は、主人と僕の関係が同意による場合を想定し、後者の例は、所有に明示的に言及さえしている。してみると、これらの例がすでに、ヒュームがのちに直面することになる、社会哲学的主題への観念説の適用の困難をはらんでいるのではないか。これらの関係は、「実在的で自然なもの」であると、ヒュームの立場から言えるのか。

主人の僕に対する命令は、僕にある行動をとらせるという意図に加えて、それが命令として受け止められるという意図を含んでいるであろう。後者の意図は、命令が行なわれることによってはじめて完全なものとなるのであって、命令がなされない場合は無効であり、存立しないという点で、「責務を負う意志」の第2の要素と共通する性格をもつと言える。裁判官の判決についても同様の分析が可能である。それゆえに、上の困難の指摘は、たしかにこれらの例に当てはまる。

その反面で、これらの例は原因と結果の関係の例として必ずしも不適切ではない。一つには、主人と僕との関係、司法権力と一般の人々との関係が、理解され承認されているという前提のもとでは、僕が主人の命令に従い、訴訟当事者が裁判官の判決にしたがうことは、世間にあたりまえに見出される恒常的な秩序の一部であるからである(伊勢, 2012, pp. 267f.). そもそも社会の恒常的秩序がいかんして成立するかを問題とするヒュームの哲学的正義論の文脈ではなく、すでに成立した社会の秩序の中で生活する通常人の立場から見れば、さまざまな権限と義務をもつ人々どうしの関係は、規則的なものとして見出され、改めてその成立根拠を問われることはまれである。

もう一つには、意図の表出と承認によって特徴づけられる発語内行為も、物質的な利害や強制を離れた真空中で起こるのではないからである。約束が、自発的な意志でなく強制によってなされた場合、約束は無効であると通常考えられる。しかし、しばしば約束を行なう動機となる希望や恐怖も、人の行ないに影響を与える原因としては、強制と本質的に異ならないとヒュームは言う(T 3.2.5.15)。同様に、主人の僕に対する命令や、裁判官の判決も、受け入れる側がそれに同意するかどうか、必ずしも自由ではなく、しばしば物理的な強制力を背景になされるのである。

9. おわりに

ヒュームの社会哲学の検討をつうじて知られるのは、単純な因果関係の例としてあげられる人間どうしの支配と従属の関係が、実は、人為的な合意にもとづく恒常的秩序を前提としていることである。そのような秩序の成立条件を検討するとき、意図等の心の中の存在とそれを表出する言語表現の関係は、あらかじめ存在するものが表出されるというより、表出されることにおいて、存在が成立されるというかたちをとることがわかる。

この結論を参照してヒュームの抽象観念論を振り返るとき、見えてくるのは、単純な個物の存在を前提として、一般的な語の代表作用を説明するというヒュームの方針を逆転させる可能性である。ヒュームの想定する究極的に単純な個物は、日常的・具体的な個物とは異なり、実在的な普遍と同様、理論的仮構ではないか。こうして、ヒュームの哲学を全体論的に読み替えることができるのではないか。ヒュームの哲学には、いかにも不自然で古色蒼然とした議論と、現代哲学に直結するような鋭い洞察が同居している。前者の側面に過度に拘泥することなく、ヒュームの洞察を現代に生かそうとする試みが、つまみ食いやいいところ取りに終わらないとすれば、その前提となるヒューム哲学の組織的な読み替えが必要であろう。本稿は、そのような読み替えの一つの方向性を示す試みである。

註

本研究は JSPS 科研費 25370035 の助成を受けている。

(1) 『人間本性論』のテキストへの指示は、Hume, 2007 のパラグラフ番号による。

(2) 『人間本性論』第1巻からの訳出にあたってはヒューム, 1995 を参照したが、訳文は適宜変更を加えてある。以下も同様。

(3) 『人間本性論』第3巻からの訳出は、ヒューム, 2012 による。

文献

Austin, J. (1962). *How to do things with Words*, Oxford: Oxford University Press.

Hume, D. (2007). *A Treatise of Human Nature: A critical edition*, edited by David Fate Norton and Mary J. Norton, Oxford: Oxford University Press.

ヒューム (1995). 『人間本性論 第1巻 知性について』木曾好能訳, 法政大学出版局。

ヒューム (2012). 『人間本性論 第3巻 道徳について』伊勢俊彦・石川徹・中釜浩一訳, 法政大学出版局。

伊勢俊彦 (2012). 「ヒューム『人間本性論』の道徳哲学」ヒューム, 2012, 207-310.

木曾好能 (1984). 「普遍についての試論——ロック、バークリー、ヒュームの普遍論の批判的検討——」『哲學研究』第47巻第8冊, 1984, 383-417.

—— (1985). 「イギリス経験論の倫理思想 I——自然主義を中心として——」小熊勢記・川島秀一・深谷昭三編『西洋倫理思想の形成 I』晃洋書房, 1985, 103-122.

Locke, J. (1975). *An Essay concerning Human Understanding*, edited by Peter H. Nidditch, Oxford: Oxford University Press.

—— (1988). *Two Treatises of Government*, edited by Peter Laslett, Cambridge, Cambridge University Press,

[立命館大学教授・哲学]